# 医科診療所:皮膚科【全40件】

診療所 数
40

平均点数	基準点数	調整点数 (院内処方 - 院外処方)
567 点	680.4 点	不明 ( 参考: 2014 年度 142 点 )

基準点数超	集団的個別	個別指導
の件数	選定数	選定数
5	2	0

集団的個別指導に選ばれる対象は、

基準点数を超えている、かつ、 各類型区分の概ね上位8%(40件×8%=3件)の範囲に位置する医療機関。ただし、前年度・前々年度に集団的個別指導又は個別指導を受けた場合は対象外。



# 皮膚科 40件(+1件:昨年度比)

集個集団的個別指導の対象

平均点数 567.0点 (-3点:昨年度比) 基準点数 680.4点 平均点数×1.2

平均点数	補正平均点数	レセプト件数	今年度		
順位	(一般+後期高齢者)	(一般+後期高齢者)	の選定		
1	4,607	5			
2	789	651			
3	776	864			
4	710	1,251	集個		
5	682	1,519	集個		
6	678	2,820			
7	652	777			
8	648	4,665			
9	632	1,310			
10	600	556			
11	598	1,490			
12	589	1,652			
13	588	864			
14	583	1,586			
15	574	1,735			
16	573	1,355			
17	568	1,018			
18	559	1,797			
19	554	1,913			
20	550	874			
21	545	1,496			
22	538	2,031			
23	535	972			
24	529	913			
25	525	519			
26	519	932			
27	512	2,419			
28	512	668			
29	510	704			
30	506	1,298			
31	506	1,000			
32	504	1,940			
33	493	569			
34	490	2,858			
35	485	1,637			
36	480	1,390			
37	476	416			
38	468	609			
39	466	1,391			
40	457	1,663			
<del>-1</del> 0	+57	1,003			

## 1.グラフ・表の見方と活用方法

平均点数・レセプト件数のグラフ・表は、東海北陸厚生局への情報開示請求で入手した「個別指導」「集団的個別指導」の選定に関わる資料を整理し、類型区分ごとに平均点数が高い医療機関から順に並べ直したものです。

各医療機関では、自院の平均点数と平均レセプト件数を算出し、該当する類型区分のグラフ・表と照らし合わせれば、おおよその位置(順位)を知ることができます。

厚生局からの開示資料は、県内すべての医療機関について、レセプト1件あたりの補正平均点数(注)と1月あたりの平均レセプト件数が類型区分ごとにまとめられていますが、 医療機関名は不開示(黒塗り)とされています。

協会は、その資料を基に補正平均点数が高い医療機関から順に並べ直してグラフ化するとともに「平均点数」と集団的個別指導の選定基準とされている「基準点数(平均点数×1.2倍(病院は1.1倍)」のラインを入れています。

### (注)補正平均点数

院内処方と院外処方の医療機関では「薬剤料」分の点数差が生じることから、その差額分(調整点数)を院外処方の場合の平均点数に加算した点数。病院と歯科及び院内処方の 医科診療所は調整点数の加算がないため、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」となり ます。

### <「調整点数」は不明>

院外処方の場合の平均点数に加算する「調整点数」は類型区分ごとに異なります。しか し、補正平均点数の算出にあたり「調整点数」は現在明らかにされていません。

参考として、2014年度データの調整点数を掲載しています。調整点数を当てはめた補正平均点数の算出方法は「各医療機関の順位算出のための計算式」を参照ください

#### < 医療機関の平均点数、厚生局に照会すれば個別に回答 >

2017年6月の厚生労働省事務連絡により、医療機関が厚生局に対し自院の平均点数について電話などで照会した場合、厚生局は当該医療機関の開設者または管理者であることを確認した上で回答して差し支えないこととされました。

「調整点数」の関係で、厚生局資料における自院の補正平均点数が不明な場合は、厚生 局に照会することで知ることができます。

## 2 . 各医療機関の順位算出のための計算式

自院の順位を把握するために必要な「補正平均点数」と「レセプト件数」を算出する方法を例示します。

貴医療機関の「平均点数」と「レセプト件数」の2つのデータを基に類型区分別のグラフと表を見比べて、おおよそのあたりをつけてください。

# [ 1 ] 病院の場合 順位 平均点数(1件あたり) = 総点数(年) 総件数(年) 点

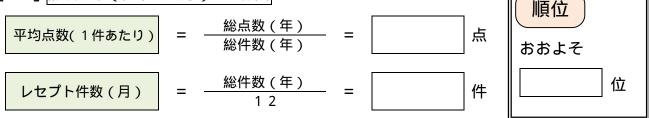
 レセプト件数(月)
 =
 総件数(年)
 =
 件

おおよそ 位

使用するレセプト:「入院レセプト」

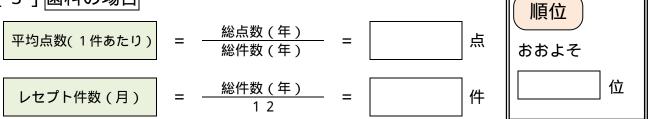
平均点数の算出方法:前年度1年(12カ月)分の「総点数(年)」を「総件数(年)」で除すレセプト件数(月)の算出方法:前年度1年(12カ月)分の「総件数(年)」を「12」で除す入院レセプトを使用するため「調整点数」を考慮する必要はなく、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」になります

# [2]診療所(院内処方)の場合



使用するレセプト:「入院外レセプト」 小児科は家族レセプトを使用 平均点数の算出方法:前年度1年(12カ月)分の「総点数(年)」を「総件数(年)」で除す レセプト件数(月)の算出方法:前年度1年(12カ月)分の「総件数(年)」を「12」で除す 院内処方の場合は「調整点数」を考慮する必要はなく、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」になります

# [3] 歯科の場合



使用するレセプト:「入院外レセプト」

平均点数の算出方法:前年度1年(12カ月)分の「総点数(年)」を「総件数(年)」で除すレセプト件数(月)の算出方法:前年度1年(12カ月)分の「総件数(年)」を「12」で除す歯科は「調整点数」を考慮する必要はなく、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」になります

## [4]診療所(院外処方)の場合

調整点数 (参考: 2014 年度データのもの (以降は明らかにされていません))

類型区分	調整点数
内科 (透析除く)	442 点
内科(在宅療養支援診療所)	447 点
内科(透析あり)	225 点
精神・神経科	789 点
小児科	8点
外科	274 点
整形外科	684 点
皮膚科	142 点
泌尿器科	375 点
産婦人科	15 点
眼科	134 点
耳鼻咽喉科	196 点



使用するレセプト:「入院外レセプト」 小児科は家族レセプトを使用

平均点数の算出方法:前年度1年(12カ月)分の「総点数(年)」を「総件数(年)」で除し、調整点数を加算する

レセプト件数(月)の算出方法:前年度1年(12カ月)分の「総件数(年)」を「12」で除す

今年度の開示資料では、補正平均点数の算出にあたり「調整点数」は明らかにされていません。このため、参考として昨年度明らかになった調整点数を紹介しています。

2014 度データまでは「一般レセプト」と「後期高齢者レセプト」それぞれに「調整点数」が示されていたため、別々に計算して「補正平均点数」を算出していましたが、現在は、一般レセプトと後期高齢者レセプトを区別することなく計算する式を例示しています。

<集団的個別指導の選定基準とされる類型区分ごとの「基準点数」について>

集団的個別指導は、各医療機関の補正平均点数が「自院が属する類型区分の平均点数の1.2倍(病院は1.1倍)」を超えた場合に選定の対象とされます。各類型区分の平均点数の1.2倍(病院は1.1倍)の値を「基準点数」と呼び、自院の補正平均点数が基準点数以下であれば集団的個別指導に選定されることはありません。

集団的個別指導の実施件数は、各類型区分の概ね上位 8%にあたる医療機関を選定することとされており、補正平均点数が基準点数を超えた医療機関のうちから補正平均点数が高い順に 8%の件数の枠内で選定されます。なお、前年度、前々年度に集団的個別指導または個別指導を受けた医療機関は集団的個別指導の選定対象から除外される取扱いになっていることから、区分によっては 8%の数に満たない場合があります。